

職員の懲戒処分について

令和5年10月6日
総務部

令和5年10月6日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

本年4月7日午後11時頃、旭川市内で自家用車を運転中に交差点を曲がり切れず電柱に衝突したが、自家用車を放置しその場を立ち去ったとして、道路交通法違反で30日間の運転免許停止処分を受けたもの。

2 当該職員

税務部 一般職 事務職員 10代

3 処分の内容

戒告